実務特集

改正消費税 これが最終チェックポイント

免税点の引下げによって、一気に増えた消費税の課税事業者。すでに準備万端の会社や個人事業者も少なくないが、新規課税事業者にとっては、初めてのことだけに不安が残る。届出書などの見直しができる最後のチャンス

であるいま、自社の事業計画と共にもう一度おさらいしておきたいものだ。そこで、今回は税理士でCFP®の落合孝裕氏（写真）に、消費税を間違いなく申告するための最終チェックポイントを教えてもらった。

簡易課税選択の判断基準は

「消費税の納税の準備はできていますか？」。消費税の対象になる売上高が「1千万円を超える」事業者は、消費税の納税義務が発生するようになりました。これまでは3千万円が基準でしたから、大幅な引下げによって、135万件もの事業者が新たに対象となり、すでに平成16年4月1日以降に開始する課税期間から、順に適用となっています。

これから決算を迎える売上高1千万円超の会社や個人事業主は、そろそろ準備を始めましょう。「うちは零細だから、納税しなくても税務署は分からないんじゃないの」。いえ、毎年確定申告をしているわけですから、税務署では、データをきっちり保存してありますよ。くれぐれも、後から見つかって大やけどを負わないようにしてください。

●基準期間の考え方

売上高が1千万円を超えるかどうかは、2年前の「課税売上高」で判定します。課税売上高とは、消費税が課税される売上高のことで、通常の商取引によるものは、ほとんどこれに該当します。

一方、消費税が課税されない「非課税売上高」は、居住用のアパートやマンションの家賃、土地の貸付け、社会保険医療、一定の学校の授業料などです。2年前の期間のことを「基準期間」といいますが、この基準期間の課税売上高が1千万円を超えるかどうかが、当期「課税」か「免税」かの判定のポイントになります（表1参照）。

表1 〈基準期間（2年前）の課税売上高による区分〉

基準期間の課税売上高	当期の課税売上高		当期の課税免税区分
1000万円以下	1000万円以下	⇨	免税事業者（納税義務なし）
	1000万円超	⇨	免税事業者（納税義務なし）
1000万円超	1000万円以下	⇨	課税事業者（納税義務あり）
	1000万円超	⇨	課税事業者（納税義務あり）

（結論） 基準期間（2年前）の課税売上高により、当期「課税」か「免税」かが決定される。

●消費税の納税額のおさらい

さて、消費税の納税額の計算方法をおさらいしてみましょう。たとえば、小売業を営んでいる会社があるとします（表2参照）。消費税の納税額は、それぞれに含まれる消費税を抜き出して差引きで計算します。結果、給料には消費税が含まれていませんので、差引きで22万円の納税額になります。

「うーん、いままでは納めていなかったから、これからは大変だ～」。12月決算の会社なら2月末、個人事業なら3月末の納税となります。

●簡易課税の計算方法

消費税の納税額を計算する方法はもうひとつあります。「簡易課税」といい、業種により定められた「みなし仕入率」を基に納税額を計算する方法です。

「小売業」の場合は、みなし仕入率は80%となります（表3参照）。売上高2100万円（税込み）なら、売上高にかかる消費税100万円から、100万円×80%（小売業の「みなし仕入率」）＝80万円を差し引いて、20万円が納税額となります。簡易課税は、消費税の対象になる売上高によって納税額が自動的に決まる、計算が「簡易」な「課税」方法です。

さきの原則的な計算方法ですと、費用ごとに、消費税が課税されるもの、課税されないものを区分していく必要があります。交際費を例にとってみると、「飲食代」は消費税が課税されるのですが、「お祝い金」や「香典」、「ビール券」は課税されません。このように、通常であれば細かな作業が必要になるのですが、簡易課税を選択した場合には、売上高により納税額が自動的に決定されますので、煩わしい手間が省けます。さらに、簡易課税のほうが、一般的に納税額が少なくなるケースが多くなります。

表2 〈消費税額の計算事例：小売業者〉

科目	金額（税込み）	消費税
売上高	2100万円	100万円
仕入高	△1470	△70
給料	△300	なし
家賃	△126	△6
交通費	△42	△2
差引	162万円	22万円（納税額）

●簡易課税の届出書の期限

簡易課税を選ぶには、「税務署への届出書の提出が必要」と決まっています。そのため、税務署へ届出書を提出しない限り、簡易課税は適用できません。「消費税簡易課税制度選択届出書」といいますが、原則として「その課税期間が始まる前日までに」提出する必要があります。

たとえば、個人事業主で平成17年分の申告から簡易課税を選択したい場合は、平成16年12月末までに管轄の税務署に提出する必要があります。

納税資金は積立てで準備

●新規課税事業者の期限の特例

「でも、いまさら教えてもらっても、うちは簡易課税を使えないね。届出書を出していないんですから！残念！」。いえ、それでも「新たに課税事業者」になる場合に限っては、その課税期間の末日までに提出すれば簡易課税を使うことができます。これなら、まだ間に合いますね。

●簡易課税のポイント

簡易課税のポイントはそのほかに3つあります。

ひとつ目は、適用上限があることです。基準期間（2年前）の売上高が「5千万円以下」となっています。

2つ目は、簡易課税を選択すると「消費税の還付」を受けることができません。消費税の還付とは、機械の購入など大規模な設備投資を行う場合、売上高にかかる消費税より、支払った消費税のほうが多くなり、差引きを戻してもらうことです。

簡易課税を選択すると、売上高に応じて消費税の納税額が自動的に決まりますので、いくら設備投資しても消費税の還付を受けることはできません。

そして3つ目は、簡易課税を一度選択すると、その後2年間は継続して簡易課税の適用を受ける必要があります。したがって、近いうちに大規模な設備投資を受けるときは、あえて選択しないほうがよいでしょう。

●数年ぶりに申告する課税事業者のポイント

これからは、数年ぶりに消費税を納税する会社や個人事業主も出てくるでしょう。当初は売上高が3千万円超で消費税を納めていたという会社や個人事業者が、その後3千万円以下に下がって免税事業者になり、さらに今度1千万円基準となったことにより消費税の納税が復活するケースについては、注意が必要です。

そのときは、以前に「簡易課税」を選択する届出書を提出していたかどうか、控えを確認してください。「ずっと前のことだから、そんなものあるかどうか分からないよ～」。そういう場合は、直接税務署に電話で確認するといいですよ。

一度提出した「簡易課税」を選択する届出書は、そのまま有効となっていますので、必ず簡易課税で計算してください。くれぐれも、原則的な方法で納税計算をしないようにしてくださいね。

また、大規模な設備投資をするときは、簡易課税のままですと納税が返って多くなることがありますので、事前に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出したほうがいいでしょう。

●納税資金の準備をする

簡易課税のケースでの業種別納税額一覧表をもう一度ご覧ください（表3参照）。今後は、1年間の消費税の納税額を見積もり、毎月積み立てておくのがよいでしょう。納税額が30万円というケースならば、毎月2万5千円ずつ積み立てればよいわけです。

それぞれのポイントに気を付けて、消費税を慌てて納税することのないよう、しっかり準備をしていきましょう。

表3 〈業種別納税額一覧表（簡易課税のケース）〉 （単位：円）

事業区分	みなし仕入率	課税売上高（税抜き）				
		1000万円	1500万円	2000万円	2500万円	3000万円
第1種事業 卸売業	90%	50,000	75,000	100,000	125,000	150,000
第2種事業 小売業	80%	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000
第3種事業 建設業、製造業など	70%	150,000	225,000	300,000	375,000	450,000
第4種事業 飲食店業など	60%	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000
第5種事業 サービス業、不動産業など	50%	250,000	375,000	500,000	625,000	750,000